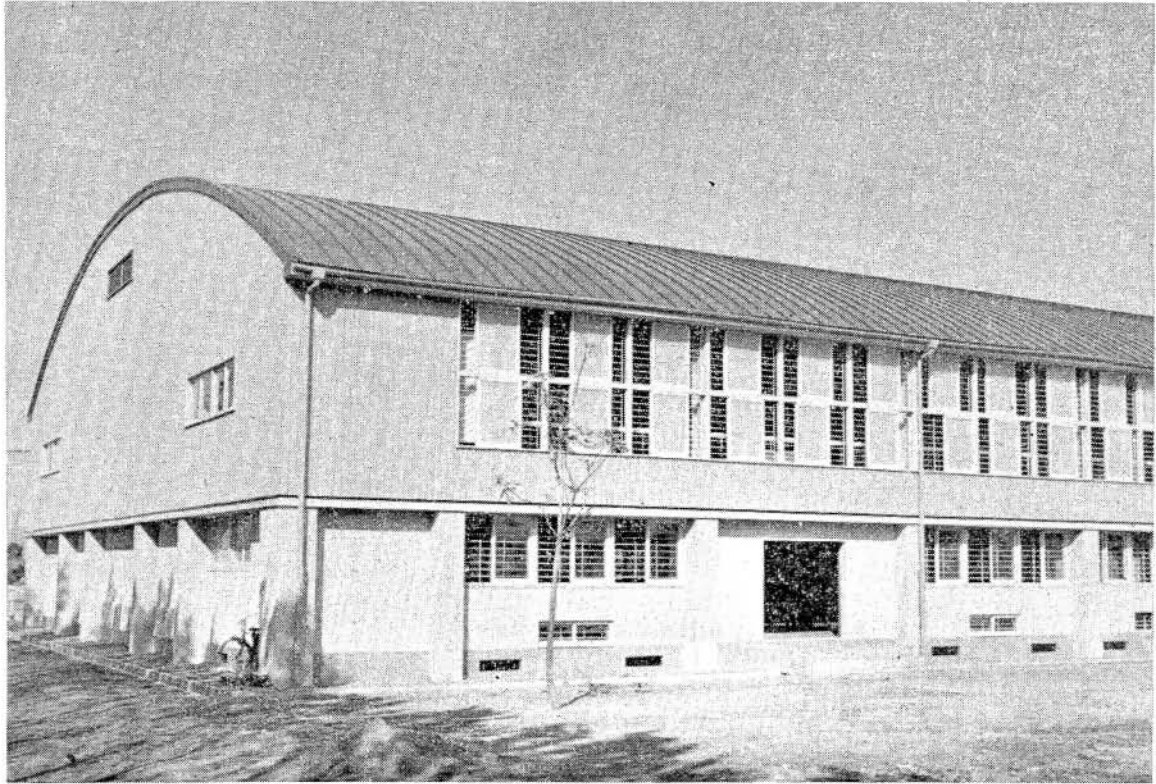


人口の動き

【訂正】 12月1日号のこの欄の“人口のうごき”の中で、10月末世帯数が27,266(+41)となっておりましたが、これは13.4(15(+11))の誤りでしたので訂正します。

# 大村市政だより

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円  
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 合同印刷所



## できたぞ ぼくらの体育館

待ちに待った体育館が郡中学校にできました。この体育館ができたので、雨の日、雪の日、寒い日でも楽しく体育ができると子供たちも大喜び…。また、社会体育の振興という目的も持っているの、地元の人々もバレー、バドミントン等を楽しむこともできます。この体育館は鉄骨造り、広さ約1,000平方メートルでバレーコート2面が取れる広さがあり、ろくほく、鉄棒、シャワー室などもあります。総工費は約1,700万円。一般の人が利用するときは教育委員会に申し込みください。

### 年末の郵便物

### キヤンペイ

▼年賀状の特別取扱いは十二月十五日から十二月二十八日までですが、差し出しがおそくなると元旦に配達されない場合もあるようです。おそくとも十二月二十二日ぐらいには出してしまいましょう。▼年賀状は市内あてとその他の地区あてとに分けて、「年賀郵便市内あて」「年賀郵便市外あて」と書いた紙片をそへてたばねて出しましょう。▼私製はがきの表面には見やすいところに必ず赤で「年賀」と書いてください。私製はがきの料金は七円です。▼小包の差し出しは十五日までにはすませたいものです。せっかくの好意が来年まわりになりません。荷札も厳重につけ、宛名も正確にとくに子供さん、下宿の場合は……方をわすれず

〇 — ニコニコとあててください 〇



おしらせコーナー

電話加入権を公売

市税滞納により差押えた財産を次のとおり公売します。買受希望者は当日定刻までに印鑑と買受代金を持ってご参集ください。

▽公売日時 十二月二十

三日午前十時

▽公売場所 収納課

▽公売方法 一般競争入札

▽公売保証金 見積価額の十パーセント

▽代金納付期限 十二月二十三日 午前十一時三十分

三十分

ただし、公社の譲渡承認がえられない場合は売却決定を取り消します

▽公売物件

①電話加入権 大村局 二八六九番

②電話加入権 大村局 三七四二番

県果実品評会で優勝

十一月二十四日と二十

五日、長崎市で行なわれた県下果実品評会で、大村市内のみかん農家と、市農協選果場より出品されたみかんが優秀な成績をおさめました。

償却資産の申告時期です

償却資産の所有者は毎年一月一日現在で市長に申告しなければなりません

ことになっていきますので法人および個人で償却資産をもっておられる方は

つぎの要領で必ず申告してください。

償却資産とは土地および家屋以外の資産で、事業の用に供することのできる資産。また、自己使用のものばかりでなく、他人に貸しているものも含まれます。

申告しなければならぬ

い資産

①構築物（煙突、岩壁さん橋、軌道など）

②機械類および諸装置

③客船、運搬船、漁船

④航空機

⑤車両および運搬具（大型特殊自動車、トラック、自転車など）

⑥工具、器具および備品

⑦遊休、未稼働の資産

簿外資産

申告書提出先 課税課

申告期限 昭和四十二年一月二十日

油断大敵

こんなとき

あなたはねられる！



なお、申告書用紙は課税課または出張所に準備してあります。申告についてわからないことは課税課におたずねください。

松原小に鯉を寄付

十一月三日の文化の日

松原小学校のプールに百八十尾の雅鯉が放されました。これは、野岳の山口兼次さんの寄付によるもので、六月末までの学校の鯉の飼養と発育の観察の発生防止に役立てたいとの善意によるものです。

忌明に寄付

市内水田町平松熊太郎さんは妻ツルさんの忌明に金一封を、また本町田中豊さんは祖父静吉さんの忌明に金一封をそれぞれ社会福祉事業資金に寄付されました。

市民手帳

【犬は必ずつないでください】

犬はたいへん人間に役立つ動物ですが、中には迷惑をかけている犬もあるようです。こんな迷惑な犬をなくすために、畜犬取締条例があります。これによると、犬はおもに自分の家敷以外では放し飼いにすることができず、また道路、公園など人の集るところに犬をつれ出すときはクサリやツナで引かなければなりません。このようにこの条例の第一の目的は、人を犬の害から守るためですが、このほかに公共場の保護や、ごみ箱を荒されないようにして環境衛生の向上をはかることも考へられて作られています。犬を飼う場合は、人に迷惑をかけるないようにできるだけ放し飼いをしないようにいたしましょう。

年末の大掃除は早目に

下水などもきれいに

十二月に入りいよいよ今年最後の掃除をするときがきました。市では次の期間を市民協力して大掃除をする間ときめましたので、明

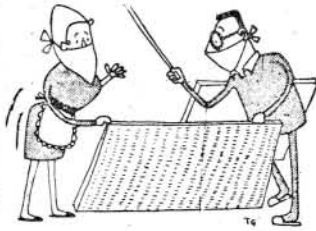
大掃除の期間

十二月十七日より  
十二月二十三日まで

- ①天井、壁などのすず払いや、押入れ、台所などのネズミやゴキブリがすんでいるところをきれいにする。
  - ②たたみ、敷物などはできるだけ日光にあて、ほこりを払う。
  - ③床下のゴミやくもの巣などを良く取り湿気のひどいところは石灰などをまき乾燥させる。
  - ④下水溝はよく流れるようにし、便所もよく掃除してウジ虫の発生を防ぐ
- なお、年末が近づく

衛生的な環境をととのえよう

ハエやゴキブリは今のうちに駆除しよう

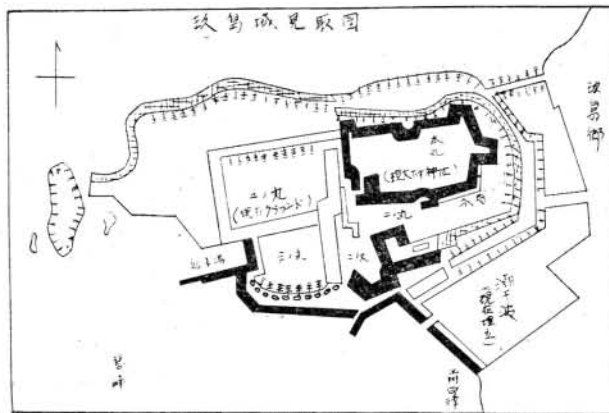


史跡めぐり

玖島城 ①

十九代藩主喜前公は慶長三年(1598)豊臣秀吉が死亡したので、再び天下が動乱になるのではないかと予知した。そこで喜前公は一族重臣等を集めて、朝鮮の役による経験からして三城は幾度かの合戦で勝利をえた要害の地ではあるが海をひかへない城であるため、海に面した城を築くことが敵の攻撃から大村藩を守るのにいいのではないかと。海に面した城を築くによい場所がないかなどを協議した。その結果、純忠公の時に急造した杭出津郷新城の砦の改築に

すゝめで箕島に築城することも協議された。しかし、大村彦右エ門などのため、大量のゴミが出るため、ゴミの収集作業がおそくなりがちです。とくにゴミ収集区は早目に大掃除を済ませましょう。



この玖島城の見取図の原図は現在大村神社に所蔵されており、江戸時代に書かれたものと思われる

この家庭でも大量のゴミが出るため、ゴミの収集作業がおそくなりがちです。とくにゴミ収集区は早目に大掃除を済ませましょう。

年冬(1598)から工事にかゝり同四年に一応の城郭ができた。城の設計に当り喜前公は築城の名人加藤清正公と親しい仲であったので相談し築いたといわれる。